

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	実演家の「録音権及び録画権」を「複製権」にする。
法改正を必要とする理由	現行著作権法においては、実演家は「録音権及び録画権」が定められ、著作者には「複製権」(21条)、レコード製作者には「複製権」(96条)、放送事業者には「複製権」(98条)、有線放送事業者には「複製権」(100条の2)が定められている。また、「複製」は、第2条第1項第15号で定義が規定されている。現行規定によると、実演家の録音権・録画権は他の権利者の複製権より権利内容が狭く、例えば、実演を利用したテレビジョン番組の写真撮影については、放送事業者の複製権は及ぶが実演家の権利は及ばないという権利者間で不均衡な結果を生む。実演の写真複製が実演家に無断で広く利用される現状は、実演家の人格的利益、経済的利益を損なうものであり、複製技術の著しい変化と幅広い利用の現状を考えると、社会的時代的变化に応じた権利内容の変更を行うべきである。なお、実演家等保護条約第7条では、実演家の権利として「実演の固定」「実演の固定物の複製」等が規定されている。
改正条項及び内容	著作権法第91条1項の規定について、必要な見直しを行う。
団体名	社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター (CPRA)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	実演家の権利が制限される「映画の著作物」の範囲を明確にする。
法改正を必要とする理由	著作権法は、実演家の許諾を得て「映画の著作物」に録音及び録画された実演について実演家の権利を大幅に制限しているが（91条2項等）、本来、これは劇場用映画に録画された実演を想定した規定である。しかしながら、著作権法では「映画の著作物」自体の定義に関する規定を置いていない一方で、第2条第3項において「映画の著作物には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする」と規定しているため、今日における映像作品の著しい増加及び多様化に伴い、本来、法が想定していなかった映像作品にまで実演家の権利が制限される事態が生じている。 例えば、放送事業者が放送番組をビデオ化して二次利用する場合には、放送番組の目的外利用として実演家の許諾が必要であるが、同様に放送用に製作された映像作品であっても、それが外部制作会社によって製作された場合には、録音・録画の許諾がされた「映画の著作物」に当たると主張して、二次利用について実演家に対する許諾手続がとられないケースもある。このように、実演家の権利が制限される「映画の著作物」の範囲が不明確であることにより、実演家の正当な利益が損なわれている。 したがって、実演家の権利が制限される「映画の著作物」は、現行法の立法当時に想定されていた劇場用映画等に限られることが明らかになるよう規定を見直すべきである。
改正条項及び内容	著作権法第2条3項、第91条2項及び関連する規定について、必要な見直しを行う。
団体名	社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター（CPRA）

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	実演家の録音録画権は対象が狭められ極めて貧弱なものとなっています。映像をすべて「視聴覚著作物」とし、新たに実演家の権利を見直す、或いは、現行法「映画の著作物」を劇場公開を主な目的とするものとそれ以外の視聴覚著作物に分類する等の方法を取り、視聴覚著作物に関する実演家の権利は、放送番組と同等の保護を与えるべきと考える。
法改正を必要とする理由	著作権法第2条「定義」には、不思議なことに「映画」の定義がない。「映画」の定義を行うべきです。また、元来劇場映画を想定していた「映画」が、現在は「映画の著作物」として幅広い映像を対象にするようになり、実演家の録音録画権、放送権・有線放送権等権利という立派な名称はあるものの、権利の実態は著しく対象が狭められたものになっています。映像を視聴覚著作物とし、新たに実演家の権利の見直しを行うか、劇場公開を主な目的とした映画と、それ以外の視聴覚著作物を明確に区別して考えるべきです。一例としてTVCMを挙げてみます。CMは、使用目的が限定され、放映期間、露出頻度、放送地域が契約により定められています。又使用期間中は他の同業スポンサーの仕事が出来ないなど、競合出演禁止といった規制もあります。然るにCM使用期間終了後もACCを通じて放送番組等に再利用される場合があります。CM管理団体ACCの利用許諾書には、出演者の肖像権の処理はされていないと明記されているにもかかわらず、映画の著作物であるからとして肖像が勝手に使用されるのです。当該出演者が同業他社のCMに新たに出演しているような場合には、深刻なトラブルが発生してしまうことになります。 VPなど利用目的限定の条件で出演を行う映像も多々あります。さらに、TV番組の二次利用の際、局製作・外部製作の峻別は放送局内部のスタッフでさえ戸惑うのが現実なのです。
改正条項及び内容	新設条文 「視聴覚著作物」の規定を設ける。或いは、 著作権法第2条二十二3 「映画」連続した映像または連続した音と映像で事物を創造的に表現した著作物。 2. 劇場上映を想定して製作されるものを映画の著作物といい、それ以外を視聴覚著作物という。
団体名	協同組合 日本俳優連合

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	実演家に視聴覚的実演に関する経済的権利を付与する。
法改正を必要とする理由	視聴覚的実演を利用した映像作品は、ビデオ・DVD、放送、インターネット及び携帯電話などと様々な利用が可能となり、こうした様々な利用態様から利益を確保することが可能になっている。 しかしながら、例えば現行著作権法91条2項では、録音権及び録画権の許諾を得て映画の著作物に固定された実演に関しては、原則としてその後の利用に対して権利が及ばない旨規定している。 国際的に見ても、2000年12月のWIPO外交会議では、WIPO視聴覚的実演条約(仮称)が成立に至らなかったものの、視聴覚的実演の利用に対して経済的権利を付与することに関しては合意されており、実演家に視聴覚的実演に関する経済的権利を付与することは既に国際的な潮流となっている。 また、視聴覚的実演に関する経済的権利が付与された場合に、コンテンツの円滑な流通が妨げられるのではないかと懸念する声も聞かれる。しかしながら、実演家としても、このようなことが生じないよう円滑な契約システムの開発を既に進めているところである。 したがって、実演家に視聴覚的実演の利用に対する経済的権利を付与する旨の法改正が必要である。
改正条項及び内容	著作権法第91条〔録音権及び録画権〕、第92条〔放送権及び有線放送権〕、第92条の2〔送信可能化権〕、第95条の2〔譲渡権〕、第95条の3〔貸与権〕及びその他関連する規定について、必要な見直しを行う。
団体名	社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター（CPRA）

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	視聴覚著作物に実演家の権利を認めて欲しい
法改正を必要とする理由	「映画の著作物」の対象範囲は広く、その為、実演家の録音録画権は有名無実になりかねません。映画の著作物の条文は、そもそも劇場映画を想定してつくられたものです。視聴覚著作物の規定を設け実演家の権利を見直すべきであると考えます。劇場公開を主な目的とする純然たる「映画」については、これまでの保護を無いものにするのは現実的ではないかもしれませんが、それ以外の視聴覚固定物については実演家の録音録画権、放送権有線放送権、送信可能化権、譲渡権、貸与権等の権利を認めるべきであると考えます。
改正条項及び内容	著作権法第91条2を削除する。92条、95条の改正。関連した条文の修正。
団体名	協同組合 日本俳優連合

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	視聴覚著作物にも実演家の送信可能化権を認めて欲しい。
法改正を必要とする理由	WIPO での議論を踏まえ国内法で放送事業者に送信可能化権を付与する事に関して検討されるでしょう。購入番組も含めた放送番組全般が対象となるのかどうかわかりませんが、電波媒体をネットにまで拡大し、伝播力並びに広告宣伝力拡大によるメリットを放送事業者は有することになります。実演家には生の実演と音の固定された実演について送信可能化権が認められていますが、実演家についても送信可能化権の適用範囲を視聴覚著作物全般に拡大すべきと考えます。
改正条項及び内容	著作権法第92条2を削除する。
団体名	協同組合 日本俳優連合

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	放送の有線放送による同時再送信について、実演家の権利を認める。
法改正を必要とする理由	実演家の有線放送権が及ばないとする本号の立法趣旨は、「その放送業者の権利を通じて実演家の権利を実質的にカバーしてもらうことを予定して、法律上は、有線による同時再送信には実演家の権利が及ばないこととしたものであります。」(加戸守行『著作権法逐条講義四訂新版』486頁)とされている。しかしながら、実演家が権利を確保するのに、放送事業者の権利を通じなければならないとすることは現状にそぐわない。 現状においては、著作権者団体連絡協議会(幣法人を含む5団体)が有線放送事業者に対して、日本脚本家連盟を窓口として、包括許諾(幣法人の場合は許諾ではなく、同時再送信に対し放送事業者に異議を申し立てないことを約定)をしている。著作権者団体5団体と有線放送事業者との契約は、昭和48年以来30年に亘って、放送番組の同時再送信に関する現実的ルールとして定着し、その包括的権利処理方式は、放送事業者、有線放送事業者等関係者間で広く認識され、また、著作権審議会第7小委員会、ニューメディア(CATV関係)における著作権等の処理に関する調査研究協力者会議、著作権審議会マルチメディア小委員会等においても公的に認知されている。このような実態を踏まえ法律を改正すべきである。
改正条項及び内容	著作権法第92条2項1号の規定について、必要な見直しを行う。
団体名	社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター(CPRA)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	放送の同時再送信に実演家の権利が及ぶことの再確認
法改正を必要とする理由	著作権法第92条の実演家の放送権は、同条第2項において「有線放送での同時再送信については適用しない」となっています。これは同時再送信を行う際の放送事業者の権利で、実演家へのフォローをすべきという立法時の考えであったようです。実演家へのフォローの仕方として、個別に報酬を支払う方法もあれば、出演時に出演料に含める考え方もあると思います。日俳連としては、力の強い放送事業者が個々の出演者にインクルード出演を強いることを防ぐ意味から、何らかの形で別途支払がなされることを希望します。法律は一人歩きするものであり、立法時の精神が何時までも尊重されるとは限りません。実際、同時再送信には実演家の権利がないことのみが、現在、放送局職員の間で語られています。著作権者には同時再送信の権利が認められており、放送の表舞台にたつ隣接権者実演家に権利を与えない差別は全く不当であると考えます。
改正条項及び内容	著作権法第92条2の一及び二を削除
団体名	協同組合日本俳優連合

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	「ニアオンデマンドデジタル送信」のような放送（例、「スターデジオ放送」）に対して、許諾を得て固定された実演の利用については実演家に許諾権を付与する。
法改正を必要とする理由	現行法では、実演家の放送権又は有線放送権は、録音権及び録画権の許諾を得て映画の著作物に固定された実演については、許諾権が制約され、働かないようになっている。近年、デジタル多チャンネルを用いて公衆への同一内容の送信、つまり「放送」を、時間をずらして繰り返し行うサービスが出現している。そのチャンネルの数が増えるにつれ、実際はオンデマンド送信と同様の効果をもつことになる。即ち、このような「放送」で送られた実演を受信し、デジタル技術を用いて、音質・画質を劣化しない複製物を作成することが、実現可能になっている。このような実演の利用態様は、実演家をはじめ著作権者等にも経済的に大きな損失をもたらしている。スリーステップテストの観点からみても、権利の保護と制限のバランスが失われているというべきである。 したがって、このような「ニアオンデマンドデジタル送信」を機械的に「放送」に包摂することは、妥当ではない。一定の要件のもとで、「ニアオンデマンドデジタル送信」のようなデジタル方式による複製を前提とする放送に対しては、許諾を得て映画の著作物に固定された実演の利用であっても、原則どおり実演家に許諾権を認めるべきである。
改正条項及び内容	著作権法 92 条 2 項及び関連する規定について、必要な見直しを行う。
団体名	社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター（CPRA）

(22)

(25)

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	○ 著作隣接権者（実演家及びレコード制作者）に認められている貸与権の及ぶ期間（1 ヶ月以上 12 月を超えない範囲において政令で定める期間）を国内レコードの貸与の運用実態に即し 1 ヶ月に短縮して頂きたい。
法改正を必要とする理由	1. 貸与権に基づく国内ルール 1980 年に誕生した貸レコード業は、著作権団体（JASRAC）やレコード会社との裁判に発展するなど、社会的問題として注目された。貸レコードという全く新しいサービス形態について、政府は 1984 年、著作権法を改正して「貸与権」を新設した。その際、著作権審議会の報告によれば、「報酬請求権が妥当であるが、レコード製作者の利益に配慮して、発売から短期間の許諾権が必要」との判断で、貸与権の及ぶ期間を「1 月以上 12 月を超えない範囲内」とし、最終的には政令にて定めることとした。 改正著作権法の成立（1984 年 5 月）を受けて貸レコードに関わるルールを協議するべく当時の通産省と文化庁の非公式斡旋により、日本レコードレンタル商業組合（1984 年 3 月認可）と日本レコード協会との間で 1 年間に 43 回に及ぶ協議が重ねられ、現在のルールに至った。 その結果、国内レコードのアルバムについては、発売日から最大 3 週間の禁止、国内レコードのシングルについては原則として禁止しない等のルールが確立した。 2. 外国レコードへの対応 一方、外国レコード（いわゆる洋盤）への対応は、著作権法改正時（1984 年）、米国が国際隣接権条約（通称、ローマ条約）に加盟していなかったため、貸与権による保護の対象にならなかった。 その後、海外のレコード製作者は R I A A（全米レコード協会）、I F P I（国際レコード製作者連盟）を中心に、G A T T や、日米構造協議の場にて 50 年の保護期間における貸与権の付与を強く求める活動を展開した。そして 1991 年、著作権法の改正により、外国レコード制作者にも貸与権が付与された。そしてその運用にあたっては、国内レコード並みとすることが期待されていた。レコード協会との合意文にもそれはうたわれ、また文化庁も国会文教委員会で「国内レコードに準拠した運用が当然なされるはず」と答弁していた。 しかし、貸レコードが他国に波及することを恐れ、また我が国の著作権法で長い間、保護の対象とならなかった点を遺憾とし、貸与権の及ぶ 12 ヶ月を全面禁止することとした。

	3. 定着した日本のレンタルシステム GATTウルグアイラウンドのTRIPS協定やWIPO著作権条約等の審議を経て、世界で唯一、レンタルにおける報酬支払制度が確立しているという点で、日本のレンタル制度は公認された。 ○WIPO著作権条約（1996年） ◆第7条“商業用貸与権” (3) “締結国は、1994年4月15日においてレコードに固定された著作物の複製物の商業的に貸与に関し著作者に対する衡平な報酬の制度を有しており、かつ引き続き有効に持ち続けている場合には、レコードに固定された著作物の商業的貸与が著作者の排他的複製権の著しい侵害を生じさせていないことを条件として、当該制度を維持することができる” ・これによって事実上、CDレンタルビジネスは日本においてのみ存在することが確立した。 4. 改正の必要性 国内レコードの運用にあたっては、レンタル店による新人アーティストのプロモーション活動やレンタル店の約40%が新品セルを行うなど、セルとレンタルの秩序形成が順調に行われている一方、外国レコードは1992年以降のレンタル全面禁止によってむしろ我が国の音楽市場におけるシェアを減らしている。この事からも、レンタルの全面禁止が音楽市場に与える影響は明らかである。 ついては、我が国の音楽産業における洋楽市場を活性化させるため、洋楽レンタルの邦楽並み条件という当初の目的を達成するため、法改正を求めるものである。
改正条項及び内容	■著作権法第95条の2 著作権法第97条の2 (例) 【著作権法第95条の2】 実演家は、その実演をそれが録音されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。 2・前項の規定は、最初に販売された日から起算して<u>1月を超えない範囲</u>において政令で定める・・・(以下、略)
団体名	日本コンパクトディスクビデオレンタル商業組合 コミックレンタル有志の会 テレビゲームソフトウェア流通協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	写真の著作物における実演家の肖像の利用には許諾が必要
法改正を必要とする理由	写真の著作物の被写体となった実演家には保護規定がありません。日本俳優連合組合員である女優さんがしばしば被害にあっています。旧作映画で演じたラブシーンのから複製した静止画や、写真集などの写真がインターネットに掲載され、日俳優はその対応にかなりの時間を費やしています。著作者の承諾を得た合法的なもの、違法なものを問わず興味本位に肖像を使われて何も言えない現状は全くおかしいと思います。動画の場合、同一性保持権での対応も考えられますが、肖像の行き過ぎた使用を被写体である実演家等が禁止できる決まりが必要です。スチール写真を著作権フリーCD-ROMに収録して販売されてしまい芸能生命を脅かされている組合員もいます。実演家の肖像写真の利用には許諾が必要です。良心的なカメラマン達は被写体となる実演家に全く権利がないことへの疑問を表明しています。
改正条項及び内容	著作権法第 新設条 特段の契約がない場合、著作者が行う複製・放送・有線放送・公衆送信・展示・譲渡・貸与についての許諾には肖像使用の許諾を含まないものとする。
団体名	協同組合 日本俳優連合

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	商業用レコードを用いた「音楽の提供を主たる目的とする放送又は有線放送」について、レコード製作者の権利を報酬請求権（二次使用料請求権）から許諾権に変更する（録音前提の放送等に対するレコード製作者の権利の許諾権化）
法改正を必要とする理由	規制緩和等を背景に多数の事業者が放送事業に参入することとなったが、その中には主として音楽CDを繰り返し高音質で放送するとともに、番組プログラム（放送される商業用レコードの曲名、実演家名など）を受信者に告知している音楽専門ラジオ放送事業者がある。このような特定の性質を持った放送は、受信者による放送の録音を助長し、レコード製作者に経済的な被害を与えるおそれがある。したがって、この被害を防止するためには、特定の放送に限りレコード製作者の権利を許諾権に変更することが必要である。
改正条項及び内容	著作権法第97条（商業用レコードの二次使用）の前に、次の条文を新設する。 「レコード製作者は、そのレコードを放送し、又は有線放送する権利を専有する。 2 前項の規定は、前条（96条）に規定する権利を有する者の許諾を得て作成された商業用レコードを、<u>政令で定める放送又は有線放送（*）</u>以外の放送又は有線放送に用いる場合には、適用しない。」 （*）対象となる放送又は有線放送は次の要件を全て満たすものとする。 ①「有料」であること ②「商業用レコードによる音楽の提供を主たる目的」とする放送又は有線放送であること ③「ラジオ放送又は有線ラジオ放送」であること ④番組において「商業用レコードに録音された1曲の相当の割合」を用いた放送又は有線放送であること
団体名	社団法人 日本レコード協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	放送事業者の「譲渡権」「貸与権」の創設
	放送の利用につき、実演家、レコード製作者に認められている、「譲渡権」「貸与権」を与えられたい。
法改正を必要とする理由	(1)問題の所在 放送の複製物と、実演やレコードの複製物とにおいて、その譲渡や貸与の実態において事情は異なる。これら権利が放送事業者に認められていないことは、実演家、レコード製作者とのバランスを欠く。 (2)法改正の必要性 譲渡権、貸与権を含めて権利を付与することは、翻って放送される著作物の保護にも繋がる。
改正条項及び内容	新設
	(1)放送事業者は、その放送をその複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。 (2)放送事業者は、その放送をその複製物の貸与により公衆に提供する権利を専有する。
団体名	日本知的財産協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<u>放送事業者の譲渡権、貸与権の新設</u> 放送の無断固定物を頒布する行為を規制するため、放送事業者に譲渡権、貸与権を付与していただきたい。
法改正を必要とする理由	(1) 問題の所在 ネットオークションにおいて、放送の無断固定物が多数出品・取引されるなど、デジタル化、ネットワーク化の進展によって、放送の無断固定物の頒布が横行している。 (2) 法改正の必要性 放送を無断で固定した者とその無断固定物を頒布した者とが異なる場合において、その無断固定物を頒布する者が「情を知」とないと主張すると、実質的に放送事業者は対抗できない。 放送の保護の実効性を確保するには、情知の有無にかかわらず、放送の無断固定物の頒布行為に対して、放送事業者の権利行使が可能となるよう、法改正が必要である。 また、実演家、レコード製作者にはすでに譲渡権、貸与権が付与されており、同じ著作隣接権者としてのバランスの観点からも、放送事業者に譲渡権、貸与権が付与されるべきである。
改正条項及び内容	著作権法 条（新設） 放送事業者の著作隣接権として、譲渡権、貸与権を新設すること。
団体名	日本放送協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	放送事業者は複製権を有するが、不適法に作られた複製物であっても、これを譲渡することには権利が及ばないため、本来の権利者である放送事業者に譲渡権を与えられたい。
法改正を必要とする理由	(1) 問題の所在 技術の進展により、放送を大量に複製・譲渡することが容易になっているが、譲渡については権利が及ばないため、放送事業者がコントロールできない。 (2) 法改正の必要性 不適法に作られた複製物を、その事実を知らずに譲渡した者については、第三者効がないため、放送事業者は対抗する手段がない。また、実演家、レコード製作者に譲渡権がすでに付与されていることとのバランスにも配慮する必要がある。
改正条項及び内容	著作権法第 〃 条 (□第4章第4節に新設) 放送事業者は、その放送をその複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。
団体名	社団法人 日本民間放送連盟

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	放送事業者は複製権を有するが、不適法に作られた複製物であっても、これを貸与することには権利が及ばないため、本来の権利者である放送事業者に貸与権を与えられたい。
法改正を必要とする理由	(1) 問題の所在 技術の進展により、放送を大量に複製・貸与することが容易になっているが、貸与については権利が及ばないため、放送事業者がコントロールできない。 (2) 法改正の必要性 不適法に作られた複製物を、その事実を知らずに貸与した者については、第三者効がないため、放送事業者は対抗する手段がない。また、実演家、レコード製作者に貸与権がすでに付与されていることとのバランスにも配慮する必要がある。
改正条項及び内容	著作権法第 〃 条 (〇第4章第4節に新設) 放送事業者は、その放送をその複製物の貸与により公衆に提供する権利を専有する。
団体名	社団法人 日本民間放送連盟

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<u>「固定された放送」に係る放送事業者の送信可能化権の付与</u> 平成 14 年著作権法改正で、「固定されていない放送」に係る送信可能化権が放送事業者に付与されたが、「固定された放送」についても同様に送信可能化権を付与していただきたい。
法改正を必要とする理由	(1) 問題の所在 デジタル化、ネットワーク化の進展により、固定の有無にかかわらず、放送の無断送信可能化が容易に行いうるようになっている。 (2) 法改正の必要性 固定された放送の無断送信可能化に対しては、放送事業者の複製権（著作権法第 98 条）の行使によって対抗できるとされるが、ある放送を送信可能化した者とその放送を固定した者とが同一であることを立証するのは極めて難しい。 放送の保護の実効性を確保するには、固定の有無にかかわらず、放送が無断で送信可能化された時点で、放送事業者の権利行使が可能となるよう、法改正が必要である。
改正条項及び内容	著作権法第 99 条の 2 放送事業者の送信可能化権について、「固定された放送」による送信可能化も権利の対象とすること。
団体名	日本放送協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	デジタル化・ネットワーク化の進展により、著作物等をインターネット等にアップロードすることが容易になっており、これを受けて、著作権者、実演家、レコード製作者には、「自動公衆送信権」または「送信可能化権」がすでに付与されている。放送事業者にも、すでに規定化された固定されていない放送の送信可能化とともに、固定された放送についても送信可能化権を与えられたい。
法改正を必要とする理由	(1) 問題の所在 デジタル化・ネットワーク化の進展により、一般の人々が放送や有線放送を受信して送信可能化することが日常的に行いうるようになっている。これを放置すれば、放送事業者は甚大な損失を被る。 (2) 法改正の必要性 放送事業者は、放送事業者の許諾を得ていない「固定された放送の送信可能化」に対して、複製権によって対抗の実効性を確保できる面があるが、その際には、放送事業者は、送信可能化した者と複製した者が同一であることを立証する必要がある。しかしながら、現実にはこの立証は極めて困難であり、送信可能化した者が複製した者と異なる場合にはもとより対抗手段がない。現在すでに流通している数多の侵害事例に放送事業者が対抗していくためには、放送事業者に対して、送信可能化した者に直ぐさま対抗できる権利の付与が必須である。
改正条項及び内容	著作権法第 99 条 の 2 放送事業者は、固定されていない放送と同様に、固定された放送についてもそれを送信可能化する権利を専有する。
団体名	社団法人 日本民間放送連盟

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<u>放送前信号（公衆に送信される前の番組搬送信号）の適切な保護</u> 通信衛星等を使用して、放送される前の放送番組の伝送が広く行われているが、そのうち実際の放送と実質的に同一の信号についての無断利用を規制していただきたい。
法改正を必要とする理由	（１） 問題の所在 放送前信号は、著作権法上、保護の対象とはなっていない。例えば、オリンピックやワールドカップサッカーの中継映像といった、放送権契約に基づき映像制作者から配信される映像・音声信号が第三者に傍受され、公衆送信、頒布等の態様で無断利用されることは、放送が無断利用されることと実質的に何ら変わりがなく、放送を行う放送事業者のインセンティブが著しく損なわれる。 （２） 法改正の必要性 放送の保護の実効性を確保するには、実際の放送と同一の放送前信号を無断利用する行為に対して、放送事業者の権利行使が可能となるよう、法改正が必要である。 また、放送前信号には、制作作業の結果、実際の放送では利用されない映像・音声信号も少なからず含まれているが、このような信号についても適切な法的保護が必要であると考えており、その方策についても幅広い検討を求めたい。
改正条項及び内容	著作権法 113 条 実際の放送と実質的に同一の放送前信号の無断利用について、それが放送であれば放送事業者の著作隣接権を侵害する場合には、著作隣接権を侵害する行為とみなすこと。
団体名	日本放送協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	中継地点から放送局、あるいは放送局間で送信している放送のための信号を、一般の人が受信して複製したりインターネットに載せたりすることが日常的に行われるようになってきている。このような事態に対応した新たな法的保護を、放送事業者に与えられたい。
法改正を必要とする理由	(1) 問題の所在 放送の為に送信する放送前信号が一般人によって容易に受信利用しうる環境が生じている一方、インターネットの発達により受信した映像や音声を簡便に公衆に送信できる状況になっており、放送（行為）後の「放送」の保護の実効性が失われる状況にある。 (2) 法改正の必要性 現在、放送事業者は、本件に関して財産権上の何らの法的保護を受けておらず、放送事業者自身が著作権を有している番組以外に対抗手段を持っていない。とりわけ、生番組については一般に著作物性がないと解釈されており、全く著作権法上の保護が及んでいないと考えられることから、信号の窃取が放置されている状況にある。
改正条項及び内容	著作権法第 〃 条 （〇第4章第4節に新しい権利を創設） 放送事業者は、放送のために送信する放送前の信号の複製権、公衆送信権（送信可能化を含む）、受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。
団体名	社団法人 日本民間放送連盟

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	原放送事業者の許諾した有線放送の再放送や再有線放送、さらにこれを受信して行う有線放送には複製権等が及ばず、権利の「空白地帯」となっているため、本来の権利者に権利を与えられたい。
法改正を必要とする理由	(1) 問題の所在 技術の進展により、再有線放送等を受信し、大量に複製することが容易になっているが、権利が空白となっており、何人の権利もおよばない。 (2) 法改正の必要性 原放送事業者は、現在、上記の問題に対抗できる手段がない。法的保護なしに、第三者の行為に対抗できない。 放送を間接的に受信して行う有線放送についても、放送を直接受信して行う有線放送と同様に放送事業者の権利の対象とすることが適当である。
改正条項及び内容	著作権法第 98 条 放送事業者は、その放送、その放送を受信して行う有線放送、および、その有線放送を受信して行う再有線放送について、その放送に係わる音または映像または音及び映像を複製する権利を専有する。
団体名	社団法人 日本民間放送連盟

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	原放送事業者の許諾した有線放送を受信して放送、再有線放送することに関しては、現在何人の権利も及ばず、著作権法上の「権利の空白地帯」となっている。本来の権利者であるべき原放送事業者に権利を与えられたい。
法改正を必要とする理由	(1) 問題の所在 技術の進展により、有線放送を受信し再有線放送あるいは放送することは簡単になっているが、権利の「空白地帯」となっており、著作権法上の権利が及ばない。 (2) 法改正の必要性 原放送事業者は有線放送事業者に対し、契約により再有線放送を禁止しているが、再有線放送を行うものが有線放送事業者に無断でこれを行った場合、第三者効がなく、対抗しえない。 放送を間接的に受信して行う有線放送についても、放送を直接受信して行う有線放送と同様に放送事業者の権利の対象とすることが適当である。
改正条項及び内容	著作権法第 99 条 放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、または有線放送し、または、その有線放送を受信しこれを放送しまたは再有線放送する権利を専有する。
団体名	社団法人 日本民間放送連盟

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<u>「技術的保護手段」を用いる放送の適切な保護</u> デジタル放送の「技術的保護手段」(CCIを内包するCGMS)を保護することを専らの目的とする、デジタル放送のスクランブルを無断解除する行為を規制していただきたい。
法改正を必要とする理由	(1) 問題の所在 著作権法上、いわゆる「無反応機器」によって、「技術的保護手段」を実質的に迂回する行為は、規制の対象外である。同様に不正競争防止法においても、「技術的制限手段」の無反応機器は、規制の対象外である。このため、何の法的規制も及ばない無反応機器への対応策として、放送事業者はデジタル放送にスクランブルを施し、技術的保護手段を保護することでコピーコントロールの実効性を確保しようとしている。ところがスクランブルの解除行為には、その目的を問わず、そもそも著作権法、不正競争防止法のいずれによっても規制が及ばない。 (2) 法改正の必要性 要するに、技術的保護手段を保護することを専らの目的とするデジタル放送のスクランブルは、「著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止」(著作権法第2条第1号第20号括弧書き)と実質的に同じものと考えられることから、これを解除する行為には規制が必要である。不正競争防止法は、事業者間の不正競争の防止を目的とする法律であり、個人の行為を対象とすることは難しいと考えられるため、著作権法の改正による対応が適当である。 なお、この要望は、いわゆる「暗号解除権」や「アクセス権」の付与を積極的に求めるものではなく、あくまでデジタル放送で用いられる技術的保護手段の保護を目的とするものであることを付言しておく。
改正条項及び内容	著作権法 30 条第 1 項第 2 号 技術的保護手段の保護を専らの目的とする、デジタル放送のスクランブルを無断で解除する行為を、技術的保護手段の回避に含めること。
団体名	日本放送協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	暗号化された放送について暗号を解除して視聴する行為を技術的保護手段の回避として規制の対象とされたい。
法改正を必要とする理由	(1) 問題の所在 技術の進展により多チャンネル化が進むと同時に、スクランブルを施した放送が行われるようになったが、スクランブルを回避する行為そのものにはいかなる法規制も及ばず、社会正義上問題がある。また、これを放置すれば、暗号化された放送の盗用は放送事業者に甚大な影響を及ぼす。 (2) 法改正の必要性 技術的保護手段の回避に係わる行為を規制する趣旨は、本来的に著作物等の円滑な流通と活用を図ることにある。放送事業者は、放送を暗号解除することに対抗する権利を与えると同時に、暗号解除装置の製造、販売を禁じる法的措置がないと、放送事業者はスクランブルの回避に対抗できず、甚大な損失を被る。これを放置すれば、多チャンネル時代の有料放送システムの崩壊を招来し、著作隣接権者として「創造の場」を提供する放送事業者の存在を危うくする。
改正条項及び内容	著作権法第 〇 条 (〇第4章第4節に新設) 放送事業者は暗号化された放送の解読に関する権利を専有する。
団体名	社団法人 日本民間放送連盟

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	技術や市場の動向を見極めつつ、「アクセス権」の創設の可否・必要性についての議論を促進されたい。
法改正を必要とする理由	(1) 問題の所在 技術の進展により、デジタル化されて流通する著作物等について、知覚行為そのもののコントロールが可能となっている。このため、例えば、いわゆる「技術的手段」の回避を防止する制度に関して、複製行為ではなく、「知覚行為」をコントロールするための技術的手段を対象とするかどうかについて、国際的な議論も生じている。「知覚行為」をコントロールする技術については、さまざまな方法があるが、法制度としても、アクセス権の創設、暗号解除権の創設、技術的保護手段に関する制度の拡大等、さまざまなアプローチがある。以上については、著作権分科会の「審議経過報告」にも同様の記述がある。 (2) 法改正の必要性 放送事業者としては、デジタル・ネットワーク時代にあつては、放送事業者に対して、スクランブルの回避に対抗する手段が不可欠であるとの認識のもと、暗号解除権の創設を求めているが、「知覚行為」をコントロールする技術が実用化されれば、法的保護のアプローチとしては、アクセス権の創設も選択肢の一つとなる。著作権の根本に係わる問題であるが、その可否・必要性等の基本的な議論が求められる。
改正条項及び内容	著作権法第 条
団体名	社団法人 日本民間放送連盟

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	一時的固定に関する制限規定（第 44 条）における放送事業者と有線放送事業者の差別を解消していただきたい。
法改正を必要とする理由	・ 有線放送事業者の間では、市町村合併や MSO 化（事業統括運営会社）の推進等、事業者間のネットワーク化が進んでいる。 ・ この動きに連れて、コミュニティーチャンネルで有線放送するコンテンツについても、従来の狭い地域での単独有線放送局の範囲を超えたインターコミュニティーとでも言うべき取り組みが増え、あたかも地上放送事業者のネットワーク局同士の結びつきと同様な制作形態が出現している。 ・ 現状では、有線放送事業者が複数局での共同制作やテープによる番組交換を行おうとすると、著作権者等からの有線放送の許諾の他に、（放送事業者ならば一時的固定が適用されるところの）録音録画の許諾を得ることが必要となっている。 ・ 一方で、放送事業者の中にもコミュニティーFM 放送局が出現している。事業者の事業規模と伝達手段（無線か有線か）の組み合わせが重視されている現行の「一時的固定」に関して、その差別を解消しても、著作権等に新たに実質的な財産的損害を与えることにはならない。
改正条項及び内容	著作権法 第 44 条 第 2 項 有線放送事業者は、第 23 条第 1 項に規定する権利を害することなく有線放送することができる著作物を、自己の有線放送（放送を受信して行うものを除く。）のために、<u>自己の手段又は当該著作物を同じく有線放送することができる他の有線放送事業者の手段により</u>、一時的に録画し、又は録画することができる。
団体名	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送が、著作権法第二条第一項第九号の二の有線放送に該当することを、明確化していただきたい。
法改正を必要とする理由	別紙のとおり
改正条項及び内容	・改正条項 著作権法第二条第一項第九号の二 ・内容 ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送が、著作権法第二条第一項第九号の二の有線放送に該当することを明確化していただきたい。 ただし、現行法規上でも、ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送が有線放送に該当すると解釈される場合は、法改正を望むものではない。
団体名	ビー・ビー・ケーブル株式会社 KDD I 株式会社 株式会社 オンラインティーヴィ

ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送は、別紙１のとおり「公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信」であることから、有線放送の定義と合致している。また以下のとおり従来の有線放送と機能面及び社会的役割の面で何ら変わらないことから、有線放送に該当することを明確化することは適当であると考ええる。

理由①

ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送は、従来の有線放送と比べて、映像品質や視聴者の視聴形態が全く変わらず、著作権保護施策、運用体制についても従来の有線放送と同等の機能を備えている。

【参考】

- ・管理された有線伝送路を用いて十分な映像品質を実現
インターネットを経由しない、管理された有線伝送路及び専用のセット・トップ・ボックス（ＳＴＢ）等により、十分な映像品質を実現。
- ・充実した著作権保護施策
ＳＴＢは、デジタル信号には暗号化を実施、アナログ信号にはソフトウェア（マクロビジョン）で不正コピーガードを実施。
- ・放送事業者と遜色ない運用体制
２４時間監視及び十分な冗長設備を配備し、放送事業者と遜色ない信頼性を実現。

法改正を必要とする理由

理由②

放送事業者は、公共的な役割・社会的な責任を担うものであるが、ブロードバンドを利用した電気通信役務利用放送は、電気通信役務利用放送法による規制に服するものであるため、これを担うに十分値する。

理由③

ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送に対するユーザ要望は根強く、現在の有線放送と比べて放送コンテンツが充実していないという指摘や更なる放送コンテンツの充実化を図って欲しいという要望が多い。

理由④

ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送を著作権法上の有線放送と位置付けることによりコンテンツ流通手段が多様化し、結果として、市場の活性化・利用機会の増加、ひいては利用者・権利者双方にとっての利益に供するものと考えられる。

理由⑤

イタリアではFastWebが、地上波及び衛星放送を、香港ではPCCWが、衛星放送を、ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送と同様の方式で、同時再送信等を行っており、多数の顧客を獲得している。

また、フランスでは、France 2、France 3、TF1、TPSなどの地上波及び衛星放送が、フランステレコム、FREE（その他１社計画中）によって、ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送と同様の方式で、同時再送信等されている。

（次ページに続く）

参考

知的財産本部推進計画2004の中でも「映画や放送番組などのコンテンツが、ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送において有効に活用されるよう、2004年度も引続き権利者等の関係者の協議を奨励するとともに、著作権法上の位置付けについて、市場や国際動向を踏まえつつ2004年度に検討する。」とされている。

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	出版者に対する著作隣接権者としての権利の新設。
法改正を必要とする理由	近年複写複製機器の技術的な進歩と普及に伴い、著作物を伝達する重要な役割を持つ出版物の版面から大量の複製物が作成され、利用されている。出版者は著作物を出版物の形で読者に提供するために著作物を編集・校正し、印刷して書店その他の流通経路を利用して市場に頒布している。そういった出版物の制作あるいは流通にかかる経費は一部の例外を除いて全て出版者の負担で行われており、出版物が複製利用され、出版者が販売の機会を失い、出版に係る経費が回収できないことによる経済的損失は大きい。 出版者にはこういった複製に対応する著作権法上の権利は存在せず、著作権者に依存して対応するか、あるいは著作権者の権利の委任を受けて対応することしか現在の方法はない。しかし、このことは出版にかかる大部分の費用を負担している出版者としては非常に不都合であり、早急に対応策を講じる必要があると考えている。
改正条項及び内容	現在著作権法第89条においてレコード製作者、放送事業者等に認められている著作隣接権者としての権利について、1項追加して出版者に出版物の複製と公衆送信にかかる許諾権を新設する。
団体名	社団法人 自然科学書協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	出版者が出版行為によって著作物の伝達に果たしている役割を評価し、著作隣接権制度の中に出版者の権利を創設し、出版物の版面が無断で使用されることで大きな影響を受けている出版者を保護する。
法改正を必要とする理由	著作権法では、実演家、レコード製作者、放送事業者等を著作隣接権者として保護を与えているが、同様に著作物等の伝達者である出版者には固有の権利が認められていない。一方で、出版物の版面が無断で複写やデジタル媒体への取込み等によって利用され、出版者の活動が大きな影響を受けている。このような現状に鑑み、出版者の権利を著作隣接権として認めていただきたい。 出版者は、出版契約によって著作権者の許諾を得て、著作物を出版物として発行している。このとき、出版者は自らの発意と責任によって、経済的リスクを負担しつつ出版活動を行っている。 無断複製に対しては著作権者が著作権侵害を根拠に差止請求等を行うことは可能である。しかし、出版物の無断複製によって被害を蒙った出版者が、自らの逸失利益について損害賠償請求を行う法的根拠はない。 したがって、無断複製の増大によって特に大きな影響を受ける小部数の学術・専門書の出版について、出版者の意欲が失われ、多様な著作物の発行が困難になる。 また、著作権の保護期間が経過した著作物や著作物でない情報を掲載した出版物については、著作権に基づく主張はできないため、こうした出版物が自由に複製されることによって出版者が不当なリスクを負うことになる。
改正条項及び内容	著作権法第89条以下 「出版者は、著作隣接権者としての権利を享有する」趣旨を追加する。 享有すべき権利の内容としては、出版物の版を利用して、複製、公衆送信、貸与を行うことに対する許諾権。
団体名	出版者著作権協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作隣接権（複製権・送信可能化権・公衆送信権・貸与権・譲渡権）を出版者に認めること
法改正を必要とする理由	著作物の公衆への伝達に重要な役割を果たしているに者に与えられる権利である著作隣接権が、歴史的に最も古くからその役割を担っている出版者に与えられていない。出版者の発意と責任において、もっぱら個人の知的営為の産物である著作物を、企画・立案から編集、宣伝、販売まで、組織的に商業的に、出版物として公衆へ伝達し普及する役割を担っている出版者に、この権利が与えられるのは当然である。しかもコピー機器は言うまでもなく、近年のインターネット等による複製・送信技術の驚異的發展は、出版者の存立を危うくするだけでなく、ひいては著作権者の権利を侵害するものといえる。従って出版者の固有の権利保護のために早急な法改正の必要がある。
改正条項及び内容	著作権法第 条 第3節 権利の内容 第五款 著作権の制限 （営利を目的としない上演等） 4項に以下を附加する この場合において、当該提供を行う者は、その著作物の複製物につき第26条の3に規定する権利を有する者に相当な額の補償金を支払わなければならない。 著作権法 第四章 著作隣接権 第一節 総則 （著作隣接権） 第89条 4有線放送事業者につづいて、5出版者は、第 条から第 条までに規定する権利を享有する。の項を設ける 第五節 有線放送事業者の権利につづき、第六節 出版者の権利を設ける 第六節 出版者の権利 第 条（出版権及び複製権）出版者は、著作権者との契約に基づき、出版物に複製する権利を専有する。 2 出版者は、その出版物を複製する権利を専有する。 第 条（送信可能化権及び公衆送信権） 出版者は、その出版物を送信可能化する権利ならび公衆送信する権利を専有する。 （譲渡権） 第 条 出版者は、その出版物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。 第 条（貸与権） 出版者は、その出版物の貸与により公衆に提供する権利を専有する。 2 前項の規定は、期間経過出版物の貸与による場合には、適用しない。 3 出版物の公衆への貸与を営業として行うものは、期間経過出版物の貸与により出

	出版物を公衆に提供した場合には、当該出版物（著作隣接権の存続期間内のものに限る。）に係る出版者に相当な額の報酬を支払わなければならない。 第6節 保護期間 101条に五を加える 出版に関しては、その出版を行なった時
団体名	出版流通対策協議会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	1. すでに平成 2 年 6 月、当時の著作権審議会第 8 小委員会が報告した「出版者の保護関係報告書」に示された、発行された出版物の版面の複写・複製に係る出版者に固有の権利を、著作隣接権として創設すること。
法改正を必要とする理由	1. 現在、書協と経団連の間で協議が再開されているとはいえ、その進捗状況の実態は、遅々としたものであると同時に、長年放置されたために担当者たちも入れ替わり、議論は振り出しに戻った感も否めない状態であることなどから、一方で楽譜の版面の複写・複製利用に関しては急を要する問題であるため、また、主として当該行為を行う者は経団連に属する者ではないことなども勘案し、当面、楽譜の複写・複製に関する楽譜出版者に係る権利の早期創設を望むところである。なぜならば、楽譜出版物の多くは、必ずしも中味に著作権のあるものばかりではなく、むしろそうでないものの方が多く、事態は深刻である。
改正条項及び内容	1. 著作隣接権法に「楽譜を出版する者に固有の権利」に係る必要条項を新設する。
団体名	日本楽譜出版協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	著作隣接権（複製権・送信可能化権・公衆送信権・貸与権・譲渡権）を出版者に認めること
法改正を必要とする理由	著作物の公衆への伝達に重要な役割を果たしている者に与えられる権利である著作隣接権が、歴史的に最も古くからその役割を担っている出版者に与えられていない。出版者の発意と責任において、もっぱら個人の知的営為の産物である著作物を、企画・立案から編集、宣伝、販売まで、組織的に商業的に、出版物として公衆へ伝達し普及する役割を担っている出版者に、この権利が与えられるのは当然である。しかもコピー機器は言うまでもなく、近年のインターネット等による複製・送信技術の驚異的發展は、出版者の存立を危うくするだけでなく、ひいては著作権者の権利を侵害するものといえる。従って出版者の固有の権利保護のために早急な法改正の必要がある。
改正条項及び内容	著作権法第 条 第3節 権利の内容 第五款 著作権の制限 （営利を目的としない上演等） 4項以下を附加する この場合において、当該提供を行う者は、その著作物の複製物につき第26条の3に規定する権利を有する者に相当な額の補償金を支払わなければならない。 著作権法 第四章 著作隣接権 第一節 総則 （著作隣接権） 第89条 4有線放送事業者につづいて、5出版者は、第 条から第 条までに規定する権利を享有する。の項を設ける 第五節 有線放送事業者の権利につづき、第六節 出版者の権利を設ける 第六節 出版者の権利 第 条（出版権及び複製権）出版者は、著作権者との契約に基づき、出版物に複製する権利を専有する。 2 出版者は、その出版物を複製する権利を専有する。 第 条（送信可能化権及び公衆送信権） 出版者は、その出版物を送信可能化する権利ならびに公衆送信する権利を専有する。 （譲渡権） 第 条 出版者は、その出版物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。 第 条（貸与権） 出版者は、その出版物の貸与により公衆に提供する権利を専有する。 2 前項の規定は、期間経過出版物の貸与による場合には、適用しない。 3 出版物の公衆への貸与を営業として行うものは、期間経過出版物の貸与により出

	出版物を公衆に提供した場合には、当該出版物（著作隣接権の存続期間内のものに限る。）に係る出版者に相当な額の報酬を支払わなければならない。 第6節 保護期間 101条に五を加える 出版に関しては、その出版を行なった時
団体名	日本出版著作権協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	出版者が出版行為によって著作物の伝達に果たしている役割を評価し、著作隣接権制度の中に出版者の権利を創設し、出版物の版面が無断で使用されることで大きな影響を受けている出版者を保護する。
法改正を必要とする理由	著作権法では、実演家、レコード製作者、放送事業者等を著作隣接権者として保護を与えているが、同様に著作物等の伝達者である出版者には固有の権利が認められていない。一方で、出版物の版面が無断で複写やデジタル媒体への取込み等によって利用され、出版者の活動が大きな影響を受けている。このような現状に鑑み、出版者の権利を著作隣接権として認めていただきたい。 出版者は、出版契約によって著作権者の許諾を得て、著作物を出版物として発行している。このとき、出版者は自らの発意と責任によって、経済的リスクを負担しつつ出版活動を行っている。 無断複製に対しては著作権者が著作権侵害を根拠に差止請求等を行うことは可能である。しかし、出版物の無断複製によって被害を蒙った出版者が、自らの逸失利益について損害賠償請求を行う法的根拠はない。 したがって、無断複製の増大によって特に大きな影響を受ける小部数の学術・専門書の出版について、出版者の意欲が失われ、多様な著作物の発行が困難になる。 また、著作権の保護期間が経過した著作物や著作物でない情報を掲載した出版物については、著作権に基づく主張はできないため、こうした出版物が自由に複製されることによって出版者が不当なリスクを負うことになる。
改正条項及び内容	著作権法第89条以下 「出版者は、著作隣接権者としての権利を享有する」趣旨を追加する。 享有すべき権利の内容としては、出版物の版を利用して、複製、公衆送信、貸与を行うことに対する許諾権。
団体名	社団法人 日本書籍出版協会 社団法人 日本雑誌協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	版面権について
法改正を必要とする理由	雑誌、書籍、出版業界から要望が出ていると思われませんが、写真家の立場から一言申し上げます。上記業界からの要望の第一は複写に対する権利強化と思われませんが、この点に関しては同意しております。但し下記の点については格段の配慮を要望いたします。版面に対する権利を出版物制作者が持った場合、包括的な権利を持つため、コンテンツ提供者の立場が弱くなっております。現状においても編集権者の立場から写真トリミングや組写真の無断割愛などは行われています。写真の著作権保護は自由にコンテンツをいじることではありません。創作者保護の精神並びに契約書の義務を法制化するよう強く望みます。
改正条項及び内容	
団体名	社団法人日本広告写真家協会

著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	映画を除き、アニメーションやコンピュータグラフィックを含む映像著作物の、創作的な表現に寄与する者の権利を明確にし、この分野の人材を育成増強して知財立国に寄与するため、「創作的な映像表現」に寄与する者に対して新たに著作隣接権を付与する。
法改正を必要とする理由	知財立国を標榜しつつも、現状ではごく一部の関係者のみが注目されているのが実情である。 また、それらの制作現場では多くの専門家による分業の集積によって作品が出来上がっているものの、労働集約的な労働環境の中、「創作的な映像表現」に寄与する者も単純作業に係わるものも同列に扱われている。部分的には編集著作物としての権利の主張ができなくはない。しかしながら、現実的な仕事の発注の流れからすると、民法的な契約による解決では、実態として、権利の主張は困難である。 一方、最近の映像表現に関しては、「思想、感情を創作的に表現」しようとする、高度な技術と一体となった創作的な表現力が必要とされ、それはひとえに映像品質を確保しつつ微妙な表現性に配慮して編集等を行っている、ポストプロダクションやCGプロダクションといった人材に依存している。 したがって、ブロードバンド化で世界をリードし、コンテンツ産業を振興しようとしている今、これらの創作的な映像表現に寄与する者の人材層の厚みを増強することが国家戦略上必須になる。逆に、単純作業に近い部分は、経済原則に則って、グローバルな環境での制作が行われるであろう。 これらの動向にも配慮し、知財立国を実現させるためには「創作的な映像表現に寄与する者」の権利を明確にすることによって生活の心配をすることなく創作的表現を追及できる魅力ある業界にし、人口が少なくなりつつある若者を含めて多くの人材が集まるような、魅力ある業界にすることが切望される。 ただし、コンテンツ流通をこれ以上困難なものにしないためには著作権そのものではなく、報酬請求権のみをもつ著作隣接権を付与するのが相当であると思われる。 「創作的な映像表現に寄与する者」とは、<u>編集著作物としての映像の著作者という意味合い以上に、プログラムにおける実際の表現を行う者、即ち単なるコードではなく、原始的な著作権を有するプログラマのような位置づけとも考えられる。</u> しかしながら、既存の映画等における著作物に関する権利の経緯からして、膨大な時間をかけた根本的かつ構造的な著作権改正が必要になることが想定されることから、時間的に急がれる取り組みからみて、現実的ではない。したがって、前記の範囲で留めておくべきと考えている。

	また、音楽分野からみると、作詞、作曲者等がいて、その意を汲んだ実演をする実演家に類似した部分ももっている。即ち、実演はしないことが多いものの、脚本家や監督の意を汲んで、その思想、感情等を創作的に映像によって表現する技の側面があり、その部分は同じ音楽でも実演家によって表現が異なるようなものである。 以上より、「創作的な映像表現に寄与する者」とは、実演家的な部分をもった、CGを含む映像・音響編集等に係わるポストプロダクション等における人材の一部が対象になる。
改正条項及び内容	著作権法 第二条 十と十の二の間に「映像等製作者」として下記を追加 「映画を除き、その他の映像を創作的に映像表現したものをいう」 著作権法 第九条の三 として「保護を受ける映像製作」を追加 著作権法 第八十九条 4と5の間に「映像等製作者」を追加 著作権法 第五節の後に「映像等製作者の権利」を追加し、第百条の五ら第百条の七を追加し、それぞれ「複製権」、「送信可能化権」、「貸与権」とする。
団体名	社団法人日本ポストプロダクション協会